

令和7年4月18日

各所属の長様

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長

現職組合員の福祉事業の改正について（通知）

当互助組合の業務運営については、平素から格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当互助組合では、組合員の健康の保持・増進を図るとともに豊かな生活を支援するため、次のとおり、現職組合員の福祉事業の内容を改正します。

ついては、このことを貴所属の組合員へ周知していただきますようお願いいたします。

1 改正内容

（1）生活習慣予防健診（人間ドック）助成の増額

公立学校共済組合広島支部が実施する生活習慣病予防健診（指定年齢健診及びシニア普通ドック）費用の自己負担に係る助成について、次のとおり増額する。

	助 成 額	適 用
改 正 前	2,000円	3,000円増額
改 正 後	5,000円	

（2）リフレッシュ給付金の給付額及び給付対象年齢の見直し

各対象年齢の給付額について、他都道府県の状況等を踏まえて見直すとともに、子育て世代を支援する観点等から、新たに45歳を給付対象に加え、よりライフサイクルの節目に応じた給付とする。

	給 付 対 象 年 齢				
	30歳	40歳	50歳	54歳	59歳
改正前	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円

	給 付 対 象 年 齢					
	30歳	40歳	45歳	50歳	54歳	59歳
改正後	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円

2 改正年月日

令和7年4月1日